

《complete the educational reform》

競争から共創、そして 響創の教育改革へ！

1. 学校のスタートは順調に進んでいるか？

平成20年度がスタートし、1^{ひと}月が過ぎた。今年も多くの新規採用教員の配置や他地区からの転入教職員を迎え入れたが、この時期は見知らぬ地域、学校で不安を抱えながら、時にはストレスを感じて勤務している教職員も多い。いつも言っているように、この時期（4月～5月）が、学級経営、教科経営、学習指導の基盤を整え、学級担任としての、教科担任としての姿勢を子供たちに理解、納得させる大事な時期である。この時期に、学級経営、教科経営にかかわる教師と子供の関係づくりができないと様々な問題が吹き出してくる。できるだけ学級、専科教室を訪問し、不安や悩みを抱えている教員への早期の適切な対応が肝心となる。そのためにも、校長の学校経営の指針と方向性を具体的に示し、教職員が一丸となって子供の学びと活躍の場を創出し、保護者、地域社会の理解と信頼を得られるような学校づくりをお願いする。

2. 教育振興基本計画について

改正教育基本法第17条に基づき、政府に策定が義務づけられていた「教育振興基本計画」が、4月18日、中央教育審議会より文部科学大臣に答申された。

『教育振興基本計画について～「教育立国」の実現に向けて～』が示すように、本振興基本計画は、今後我が国が目指すべき教育の方向と在り方を示したものであり、いつも言うように、改革の趣旨をしっかりと理解し、小平の、各小・中学校の教育計画に位置づけ、確実に取り組んでいくことが求められる。その内容は大きく四つの章から構成されている。

第一章 我が国の教育を巡る現状と課題

第二章 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

第三章 今後5年間で総合的かつ計画的に取り組むべき施策

第四章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

なかでも、今後5年間で重点的に取り組むべき事項として特徴的なものを挙げると、

◎ 確かな学力の保証

○新学習指導要領の実施

「確かな学力」を養うとともに、「生きる力」を育成する

平成20年度に周知を図る

平成21年度から可能な限り先行実施（移行措置）

新学習指導要領に基づく教科書による完全実施

小学校は、平成23年度

中学校は、平成24年度

そのために、教職員配置、教科書・教材、学校の施設・設備など教育を支える条件整備を着実に進める。

○学力調査による検証

検証・改善サイクルの確立に向け、全国学力・学習状況調査を継続して実施する。

◎ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり

○教員の資質向上

頑張る教員の処遇の改善

教員養成課程の改善

採用方法の改善

厳格な人事管理

研修の充実

平成21年度からの教員免許更新制の実施

○教員の子どもと向き合う環境づくり

必要な教職員定数の措置

外部人材の活用 退職教員や経験豊かな社会人

調査の見直し

事務の簡素化・外部化

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告すると共に、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

教育委員会内部でも一部の職員と、小平市としての教育基本計画策定について話題にしてきたが、国の教育振興基本計画、並びに新東京都教育ビジョンを受け、今後小平市においても、小平市としての教育基本計画を定め、議会へ報告することになるであろう。学校や地域の声を聞きながら、今年度はその準備の年としたい。

参考資料

3. 服務規律とは（以下の資料は、服務を中心に学校経営について平成10年に作成したものであり、法令等の番号、内容に変動がある。）

1. 学校経営の考え方

学校経営は、諸法令、諸規則を基盤とし、学習指導要領の趣旨に沿って行っていく。入学式・卒業式・周年行事等についても、市民の期待に応えるべく、同様の考え方で取り組む。（教育行政・公教育の安定）

- * 校長 先見性を持って学校経営の先頭に立ち、信念を持って教職員に対応し、校務全般に渡る指示・指導を適正、且つ確実に行う。
- * 教頭 校長の経営方針に立って、教頭がその職務上しなければならないこと、立场上言わなければならないことは多い。やるべき事は率先して、しかも確実にやり、言いにくいことも毅然と言う。

2. 所属職員の管理・監督

校長の服務監督権 学校教育法28条3項

「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」
このことが、校長の服務監督責任が問われる根拠となっている。

- ※ 管理・監督責任 所属職員の服務が違法な状態であるにもかかわらず、それを黙認、或いは放置し、厳正な指導を怠ると、服務監督権者としての校長の管理・監督責任が問われることとなる。

校長の服務監督の範囲 「公立学校の管理運営に関する規則」

「所属職員の職務上及び身分上の監督に関すること」

服務義務 地方公務員法

「全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」

教育公務員法 教育公務員特例法

職務上の義務 職務を遂行するに当たって守るべき義務

- ・法令および上司の命令に従う義務（地公法32条）
- ・職務に専念する義務（同 35条）

身分上の義務 職務、勤務時間の内外を問わず、公務員たる身分を有することに伴う義務

- ・信用失墜行為の禁止 (地公法 33 条)
- ・秘密を守る義務 (同 34 条)
- ・政治的行為の制限 (同 36 条)
- ・争議行為の禁止 (同 37 条)
- ・営利事業等の従事制限 (同 38 条)

※ **服務義務を負う根拠** 職員自身の意志により、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき公務員として、民間の雇用関係における場合とは異なった規律に服することを受諾して公務員関係にはいとされているとされる。

※ **教頭の服務監督** 教頭の身分と職務は、昭和 49 年の学校教育法の改正による教頭法制化により、「校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて児童の教育をつかさどる。」とある。

日常的には、校長の指示や決済によって所定の校務を執行するに留まる。

固有の権限と責任 明らかでないといわれる。(具体的な内容は定められていない)

校長の職務の大部分についての直接的な補佐であり、校務全般にわたる处理的な事務を執行することである。当然ながら校長の権限の範囲内のことである。

(あらかじめ、校長と教頭の間で協議しておくことが必要)

しかし、実際の校務の整理に当たっては、権限と言うよりも指導や調整としての機能として対応した方がうまくいくことが多いが、時として、管理職としての厳しい対応をせざるを得ないこともある。

教頭職務・職責の明確化と専決事項を定める提言がなされている。

- ・教頭問題等検討委員会報告 平成 8 年 3 月
- ・東京都立学校 議案決定実施細目 平成 9 年 4 月

今回の都立高における習熟度別加配教員の不適正な活用に関する問題から、「都立学校等あり方検討委員会」が設置され、

(平成9年12月11日) 報告書が提出された。

今回の事件から都立高へ調査が入ったが、その中で明らかになったことは、補佐職としての教頭の機能が発揮されていないという実態である。教頭が、所属職員に対して、指揮命令ができないという学校現場の実態は、一般社会常識では考えられないことである。この事実から、教頭の管理職機能を強化する意味からも「管理運営規則」にその旨を明記することになった。

※ 管理運営規則に明記するまでもなく、教頭は校長の職務の大部分を補佐する立場にあることを自覚するならば、指導や調整機能としての対応のみでは、責任を果たすことができないのは当然である。時と場合によっては毅然とした対応を示し、補佐職としての責任を果たす強い姿勢が求められる。

・「都立学校等あり方検討委員会」報告書（平成9年3月26日）
一校長のリーダーシップの確立に向けて一

・開かれた学校づくりの推進

学校公開、授業公開を教育課程に位置づける

平成14年までに、「学校運営連絡協議会」の設置

新しい学校評価制度の導入

・学校内の意志決定プロセスの明確化

＝校長のリーダーシップ機能の向上

校内内規を廃止し、職員会議の位置づけを明確化

校内における人事、予算の決定システムの改正

・学校の組織運営体制の強化

教頭の管理職機能の強化

主任制度の改善と適正な運用

事務室機能の強化（都立高）

校長不在時間の解消

他、在り方検討委員会報告書を参照のこと。

学校管理規則の改正（公立学校の運営等に関する連絡調整会議）

学校管理規則の改正は、基本的には校長のリーダーシップを確保することが目的であり、小・中学校にも共通する課題である。しかし、管理規則の整備を図ったからと言って、学校経営がス

ムーズに進行するわけではない。学校の経営者としての経営感覚、経営能力を自らの努力で高めると共に、都民の意識に対する鋭敏な感覚と学校経営の責任者としての明確な経営方針を持つことが求められている。その上で所属職員の考えにも耳を傾ける中で、校長としての考えを教職員に周知徹底し、保護者、地域住民の期待に応えられる学校経営に向け、最大限の努力をお願いしたい。

「東京都公立学校の管理運営に関する規則」「東京都区市町村立学校の管理運営に関する規則」において、次の三点を改正する準備が進められている。

- ・職員会議の位置づけ
- ・主任制度の改善と適正な運用
- ・教頭の職務権限の明確化

3. 教職員の服務について

行政改革が進む中、教育改革に求められる服務の根本的な考え方

組織の成果を全体として向上させるためには、都民サービスの質＝学校経営の質を向上させ、あわせて教育活動の成果を具体的事実としてあげることが求められる。そのためには公務職場である学校において、管理者である校長、その補佐職である教頭が教職員一人ひとりの仕事をよく把握し、能力開発や育成に努める必要のあることは、民間企業と何等かわりなく、組織体の構成員である教職員の能力を有効に活用し、学校の教育目標を効果的・効率的に達成しようとする点では同じといえることができる。これまでのように、教育は聖域であるかのような漠然とした観念が通用しなくなったのは一般的な理解であると考えられる。

※ ことさら「営利の追求」と「教育の質の向上」という究極的な目的の相違点を強調する必要はない。大事なことは、教育の内容を豊かにし、教育の機会を保証することであり、そのためにも職務に専念することが求められる。法に抵触するような古き慣行に固執し、悪戯に都民の批判を受けるような勤務姿勢が、教育公務員としてのありように疑問を呈し、教育界全体への批判と信用の失墜を招いていることを自覚し、法に抵触するような服務慣行や校内内規は、厳に改めなければならない。

民間は、厳しい経営環境におかれている。安定しているといわれてきた超一流の金融機関も倒産を余儀なくされ、社員は一瞬にして職を失う厳しい現実がある。

このような昨今の社会経済状況の中で、学校に対する都民の信頼を確固としたものにしていくためには、教職員は担当職務を遂行するにあたり、常に教育の質の向上を目指し、学校の教育目標を効果的に、しかも具体的に達成し、教育活動の質の向上、すなわち子供の変容を図らなければならない。

※ 今、行政改革、地方分権に求められていることは、経費削減に直接結びつく行革だ

けではなく、業務の能率を上げ、住民サービスの質を向上させ、生活実感として住民に理解される行革である。学校教育においては、21世紀を目指した教育改革の施策をそれぞれの教育行政と学校が連携をとりながら、その実現に向けた具体策を確実に、しかも子供の変容という目に見える成果として保護者、地域住民に報告していく組織的体制づくりを、保護者、地域住民と共に創りあげていくことが合わせて求められているところである。

折しも中央教育審議会は、第一次答申において、「地域教育連絡協議会」や「地域教育活性化センター」の設置を提言している。このことは、地域における子供の教育を、教育行政や学校のみ責任において行うのではなく、保護者や地域住民が自分たちの問題、地域社会の問題として、地域社会を挙げて取り組むことを示唆している。

この趣旨を生かし、保護者、地域住民と一体となって子供の健全育成に取り組むために、校長は、学校運営に関し、保護者や地域住民に、必要に応じて助言を求めるような組織のあり方、その構成メンバー等、検討を進めることが必要である。

※ これからの公教育においては、「学校の教育目標は、保護者や地域住民に向けて公約した学校の達成すべき課題である。」との認識の下、校長は、学校の教育目標や教育計画（教育課程）、学年・学級経営案や教科の指導計画までも、保護者や地域住民に対して説明し、理解と協力、支援を求めると共に、一定期間の結果と成果を公表し、校長としての責任ある評価を説明することが必要となる。それらの取り組みを通して、保護者、地域住民の声を新たな教育課題として教育活動に取り入れることについても、検討を始める必要がある。

そうならば、これまでの教職員の悪しき慣行に流されてきた勤務姿勢を問われるものともなる。学校週5日制の完全実施も平成14年（2002年）に早まった。ただでさえ「先生はいいね。夏休みや冬休みもたくさんあるのに、この上、土曜日が休みになるなんて。」という批判を払拭するためにも、都民＝地域住民の理解と信頼を得られる教育公務員としての服務姿勢が問われていることを理解させたい。最近では、教職員に向けられる都民の目は厳しく、批判の声も都教委、市教委へ直接届くことも多い。都教委からはその都度「通知」「通達」等の形で指示が届いている。そのような中で、ここ数年教職員の服務事故は増加の傾向にあり、処分も重くなってきている。「通知」「通達」を待つまでもなく、諸法令、諸規則を理解させ、服務の厳正を期すことが管理職の課題であることを肝に銘じたい。

※ 服務事故を未然に防ぐためには、機会ある度に校長が事例的に、或いは法規上から指導、指示、伝達する事が大事である。特に、体罰・交通事故・問題行動等については法を遵守するよう、又、文書管理についても処理の徹底を図ることが求められる。

諸手続き、届出について

- ① 産休、育休、死産、病気休暇・休職等、長期勤務不能の教職員がでた時には、至急教職員係へ連絡する。
- ② 病気による休養を与えるときには、年次有給休暇か病気休暇（180日まで有給）

のどちらの取扱いにするか、本人と確認を取り処理する。

昇級時、賞与時、特昇時等、本人の不利益にならないよう配慮する。

後日、訴訟に発展する例がある

- ③ 通勤届けの内容変更、扶養親族の変更、履歴事項の変更等がある場合は、速やかに届け出、所定の手続きをとるよう指示する。（サービス事故＝交通事故例参照）

通勤手当、扶養手当の不正受給とならないよう注意を喚起する。特に通勤手当の場合、返還金が高額になることが多い。

- ④ 遅参・早退等、無断欠勤を繰り返す教職員への指導・指示は、「**欠勤等を行った教職員の取扱いに関する要項**」に基づき、校長の責任と権限において適切に処理する。（平成6年 都教育庁人事部職員課）

- ⑤ 職員団体の動員について

「**学校職員のための勤務時間等の手引き**」＝平成9年3月＝
教職員の勤務の取扱いが明確に示されている。（動員は休暇）

時間外勤務の回復措置＝調整について

「回復措置を求めた行政訴訟」の判決において、「**地方公務員法違反**」の判決
を下している。＝平成6年8月30日・横浜地裁＝

黙認したり、教職員とのトラブルを避けるために放置すれば、問題が発覚したときには当然校長の責任を問われることとなる。適正に処理する。

平成10年度 サービス事故（平成9・8・7年度）

処理終了＝127件（108件・75件・85件）

（9年度未処理＝習熟度別だけで50～60件＋α・30件・21件）

* オンブズパーソン絡みから、数年前にさかのぼって問題が掘り起こされる例が増えている。

管理職の監督責任を問われる例が多くなっている。＝182名（34%増）

処分者数＝（184名・137名）懲戒免職＝（4・6・0）

停 職＝（3・8・3）

減 給＝（12・12・3）

戒 告＝（27・33・7）

刑事休職＝（2・2・0）

諭旨退職＝（5・4・2）

分限免職＝（2・1・3）

文書訓告＝（72・46・36）

口頭注意＝（ 55・25・ 6）

その他＝（ 2失職＝刑事事件で禁固刑以上）

①体罰関係 37件（35件・31件・20件）

体罰を行うことのない学級経営や教科経営、児童・生徒指導を進めることが、公教育の基本原則であり、体罰を行うことにより教育活動を進める行為そのものが、教師としての資質、能力、指導力を問われることとなることを、機会ある度に指導、指示する。特に、平成9年度送付された都教委の体罰関係資料の活用を図り、体罰の根絶に努める。

* 体罰は、日本国憲法及び、学校教育法を貫いている個人の尊厳、基本的人権の精神に反するものであり、学校教育法第11条で明確に禁止されている。

* 体罰を行うことは、自らの教育観の誤りと指導力の欠如を露呈する行為であって、現に戒めなければならない。

* 体罰を行った場合、行政上の責任と共に、負傷等に対する民事上の責任及び刑事上の責任も問われることとなる。

* 体罰に絡む事故報告書は、開示請求の対称となることの多い文書である。体罰は違法行為である。

体罰は、児童・生徒の人権侵害である。

開示請求は、保護者、市民の基本的な知る権利である。

* 体罰事故報告書の内容、作成について熟知し、教職員指導に適切に生かす。

※ 「学校に勤務する教職員の事故発生にかかる状況報告書作成要領」

が制定され、平成8年8月5日付で、各学校長へ通知が届いている。

このことは、再三に渡る都教委の指導にもかかわらず、体罰事故は一向に減らず、むしろ増加の傾向にあること。又、体罰に関わる開示請求が増え、その内容に問題があること等から危機感を募らせ、事故発生の経緯、体罰の状況、関係者の事情聴取等、開示請求にも対応できる報告書とするため「体罰事故の場合」と「その他の事故の場合」とに報告書の様式を改めたものである。

記載上の留意点を十分に理解すると共に、体罰の持つ教育上の重大さを教職員に確実に理解させることが大事である。

②交通事故 14件（9件・12件・13件）

教員の交通事故は依然として多く、特に多摩地区の発生件数は毎年多くなっている。

* 教職員の自家用自動車通勤については、真にやむを得ない事情がある場合以外は、原則として認められていない。あくまで校長の責任において許可されるものであり、安易な許可における事故発生時には、校長としての管理責任を問われることとなる。

車を通勤手段としている者は、特に交通事故加害者とならないよう、通勤時間にはゆとりを持って自宅を出るように努めさせる。

※ 通勤届と通勤の実態の確認

通勤の態様や通勤ルートが届け出と違うときには、万一事故に巻き込まれ、不幸にして長期に入院したり通院生活が続く場合でも、通勤災害の適用を受けることができず、教師生活のみならず、家庭生活にも大きな問題を残すこととなりかねない。通勤の実態に合わせて届け出させる（通勤災害の問題、公金不正受給の問題に発展する。）

※ 勤務時間中、勤務時間外を問わず、公務員の自動車運転による交通事故は、地公法第32条の法令や条例に従う義務に違反する行為とともに第33条の信用失墜行為となる。いやしくも、飲酒運転を行うことは、絶対にあってはならない。

※ 万が一、交通事故加害者となった時には、示談交渉が長引けば長引くほど、又、賠償等の問題や教育公務員であるという職務からくる社会的責任、精神的な負担は重く、子供の指導に専念すること自体困難性を帯び、職務に専念する義務を果たすことができなくなる。最悪の場合、本人の意思に関わらず教職を辞さねばならない事態に発展することを考えれば、本人の教職の生命を守る視点からも、90分以内の通勤時間であるならば、原則として車通勤を認めるべきではない。

※ 運用上の勤務の割振と通勤災害認定の問題

（8時15分～8時30分、16時45分～17時の休息時間は、勤務時間である。）

③猥褻行為

12件（8件・8件・2件）

※ 児童・生徒に対する猥褻行為や一般婦女子に対する猥褻行為や暴行事件は、あってはならないものであるが、残念なことに毎年発生している。教師としての適格性を問われると共に、信用失墜行為となり、教壇に立つこと自体困難となる。

最近の事例は悪質化しており、諭旨免職或いは懲戒免職になる事例が多い。男女雇用機会均等法の制定（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律）並びに青少年健全育成条例の制定（青少年の健全な育成に関する条例）の観点からも、教職員への指示・指導を徹底し、注意を喚起する必要がある。（違法行為は、法的制裁処分を受ける。）

※ 問題行動等のある児童・生徒への親身な指導が、時としてあってはならない事態をつくっていることを考えるとき、児童・生徒への個別指導のあり方にも配慮を要し、学校の組織的な体制を通した児童・生

徒指導のあり方を教職員に共通理解させることが大事である。

④兼職兼業 3件（1件・19件・2件）

* 届け出ることにより、承認されるものもある。

⑤その他 61件（55件・13件・18件）

* 急増したのは、習熟度別関係の処分者が多く出たためであるが、その他、通知票紛失、通勤手当の不正受給、私文書偽造等である。

* T. T教員、中学校の講師についても同様の不正があるとの投書がある。

教員の勤務軽減となるような不正な活用を認め、黙認していると、管理職の処分につながる。校長の責任において適正な活用を図ること。

文書管理上の事故

通知表の紛失、答案の紛失、指導要録の置き忘れ等は、第三者の目に触れることとなり、信用失墜行為となると共に、人権侵害に発展する恐れがある。（コピー社会の危機管理）

4. 指導力不足教員への対応

「指導力不足教員に対する要綱」制定（平成9年4月1日）

これまでの「教員に係わる人事上の配慮に関する要綱」に基づき、人事上配慮を要する教員への措置を講じてきたが、身体的疾患、精神・神経系疾患及び障害のある教員と指導力不足の教員の措置を明確にするためこれまでの要綱を廃止し、改めて、指導力不足教員に関する要綱を定め、対応することとした。

指導力不足教員とは ※ 別途資料を、校長会にて配布の予定。

病気、傷害等以外の理由で、児童・生徒を適切に指導できないため、特に人事上の措置を要すると決定された教員をいう。

* 児童・生徒指導上の問題からくる担任代えの要望や学校教育への不信。特に「いじめ」等が原因で不登校傾向或いは不登校になった児童・生徒及び保護者からは、痛烈な担任批判、学校批判が市教委へも届くことがある。また、体罰と思われる行き過ぎた指導に対する最近の保護者の感覚は鋭敏である。授業の準備不足、指導のまずさからくる児童・生徒、保護者の不信には厳しいものがあり、自分自身の職能向上を自己責任において解決する努力をしなければ、将来に渡って教職を続けることは難しい時代となってきた。

* 体罰、事故、いじめ等、いずれの場合も、学校の初期対応のまずさから、保護者の不信をかい、問題解決が長引いている。

初期対応のトラブル原因

- ・ 校長、教頭が知らない。
- ・ 担任や該当教員が報告せずうやむやにしたり、明らかになっても、初めは嘘の報告をしている。
- ・ 人権上の配慮に無頓着である。
- ・ 校長が適切な指導をしていない。事実を知っても、校長が厳しい指導をせず、教員をかばっている。
- ・ 教育委員会への報告がなされていない。

校長の対応

- ・ 指導計画の作成、指導体制の整備、継続指導
(意図的な問題隠し、解決にならない配慮は避ける)
- ・ 指示、指導を徹底する。(本人の状況を正確に把握し、指示、指導の内容、本人の反応、その後の行動等できるだけ詳しく記録をとっておく。)
- ・ 定期的に授業を参観し、状況を具体的に記録する。
- ・ 本人が身体の不調を訴えたら、受診を進め、医療に結びつける。

5. 学校における事故(児童・生徒の怪我、体罰、人権侵害等)防止に努める

事故防止の徹底に努めても事故は起こりうる。問題は、事故防止への普段の取り組み(学校の組織的な人権尊重教育、安全指導、安全点検、学校環境の保全、修理等)と、事故発生時の初期判断、初期対応である。

事故が事件とならないよう対応を誤らないこと。

基本的には、校長の責任のもと、学校の組織的対応で解決を図ることとなる。小さな事故と判断しても、対応のまずさやその後の経過から事件となることもある。事件となってから市教委に報告があったのでは、関係者に不信を募らせることとなり、解決を長引かせ、はかり知れない労力、リスクを負うこととなる。

① 市教委への報告・連絡・相談は迅速かつ的確に

第一報を含め、以後も適切な連絡を(文書作成、その後の対応、結果等)
＝経過、結果についての報告がほとんどなされていない。＝

- * 教育委員会としての状況把握を確かにする。
- * 具体的な対応を早めに打つことができる。
- * 訴訟に発展しそうな事故でも、学校と相談しながら、一貫性のある対応策を打つことができる。

② 校内事故発生時の組織的対応の徹底と校長・教頭への報告・連絡・相談体制を含

めた組織的解決能力

※ 校長不在時の、指示、連絡不徹底からくる対応のまずさが、保護者の学校不信を生む原因になっている。初期対応における重要な要素の一つでもある。又、このことが教職員の管理職への不満となり、問題解決にも影響を及ぼすことがある。常に所在は明らかにしておく。

③ 被害児童・生徒・保護者（加害児童・生徒・保護者双方）への配慮ある初期対応

* 保護者が持つ不信感の要因

- ・ 初期対応に問題がある。
- ・ 学校・教員が謝らない。
- ・ 校長が教員をかばう。
- ・ 教育委員会への報告がきちんとされていない。

6. 健康管理について

定期的な健康診断と人間ドックの受診を進める。特に管理職は、責任上からも無理をしがちである。長期の入院生活、療養生活を余儀なくされてからでは、取り返しがつかないこともある。自分の健康についての自己管理にも努めることが求められる。校内においては、保健主任を中心とした、教職員の健康観察にも気を配りたい。

7. 精神・神経系疾患の教員

通常、100人に一人の割合でいるが、教員は比較的多い。

* 教員を志願する人の中に、集団生活に消極的な人、適応できない人がいる。

職業選択の過ち。（面接ではなかなか発見できない。）

* 教員の社会には、校長を組織の長とする意志決定プロセスが確立されていない面が多く、このことが校長の管理・監督責任を曖昧にしているところでもある。

※ 教員社会は、採用された時から一つの学級、一つの教科をまかされているのが現状である。組織的な指導体制或いは、主体的な研修意欲、有機的な先輩後輩の関係がないと、専門的な指導、人間的な指導を受ける機会が制限されやすく、自己成長の機会が少ない職場ともなる。そのため、様々な問題に直面した時、自分自身の中に閉じこもる教師もでてくる。温かい上司関係や職場の好ましい人間関係を、＝曖昧で、安易な勤務環境における人間関係ではない＝普段から醸成することが、管理職の務めでもある。

* 保護者や地域社会の教育に対する関心や知識が高まる中、子供相手の狭い社会に生きる教師の、社会人としての人格、教師としての資質・能力、適格性が問われることが多くなってきている。

- * 教職員の職務上、身分上の監督責任がある管理職としては、普段の生活態度や言動に注意を払い、人権に配慮しつつ、早期発見、早期治療に努めることが求められる。児童・生徒への指導に影響が出始めたら注意信号である。
- * 長期に休む場合、教職員にとって不利益にならない対応と処置への配慮をする。
- * 講師等の対応、手続きを含め、早めに市教委・教職員係と連絡を取り合う。

校長の対応

- ・医師と事前に連絡を取っておき、身体疾患として受診させ、診察医のすすめで精神科の受診、診断を受けられるよう配慮する。
- ・家族とも連絡をとり、勤務状況、児童・生徒指導の状況、保護者、教職員間の感触等を説明し、受診をすすめる。
- ・指導課教職員係との連絡を密にし、都教委指定医師への受診についても準備をしておく。

8. 職員団体

不当労働行為（不利益取扱いの禁止）

地公法第56条において、「職員は、職員団体の構成員であること、職員団体を結成しようとしたこと、もしくはこれに加入しようとしたこと、または職員団体のために正当な行為をしたことの故をもって不利益な取扱いを受けることはない。」とあり、教職員対応については常に配慮した対応を必要とする。しかし、このことが教職員にとって都合の良い、安易な勤務環境をつくることになってはならない。

サービス規律の徹底については、校長の責任と権限において、都民からの批判や中傷、保護者・地域住民の信用を失墜しないように、学校の信頼維持のためにも、毅然とした姿勢で臨むことが大事である。

※ 校長のリーダーシップと職務権限の確立

校長のリーダーシップを事実上阻害しているものの一つとして、校内の内規、或いは確認書の類がある。校内内規、確認書は、自分が認めない限り、前任者の下に作成されたものが多く、あくまで前任者とその時の構成メンバーであった教職員との間に交わされた法的根拠のないものであり、後任の校長がそのことにより、学校経営、並びに教職員への指導、指示において拘束されるものではない。管理職の異動交代期は、校内内規、確認書を見直し、正常化に向けた経営を、校長の責任と権限において行う絶好の契機である。この時期を見逃し、安易な勤務環境を認めてしまえば、正常化もままならないのは当然である。一つ一つの内規や確認事項等をその都度見直し、正常化へ向けた課題解決を管理職自らの責任において着実に成し遂げることが、校長のリーダーシップを発揮することとなり、そのことが校長の職務権限の確立につながるものであり、都立高における習熟度別加配教員に端を発した、学校の経営責任者としての校長に求められている管理・監督責任を果たすことともなる。

※これからの教育改革の方向づけのために（中央教育審議会第一次答申 H8. 7. 19 以後）

- ・第15期、16期 中央教育審議会
「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」
「第一次答申」 H 8. 7. 19
「第二次答申」 H 9. 6. 26

- ・第17期 中央教育審議会
「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」 H11.

- ・教育改革プログラム決定 H 9. 1. 24
- ・教育改革プログラム改定 H 9. 8. 5
- ・教育改革プログラム（再改訂） H10. 4. 28

- ・教育職員養成審議会
「第一次答申」新たな時代に向けた教員養成の改善方策について H 9. 7. 28
「第二次答申」修士課程を積極的に活用した育成の在り方」 H10. 10. 29

- ・21世紀に向けた地方教育行政の在り方 H 9. 9.
- ・「今後の地方教育行政の在り方について」
中央教育審議会 中間報告 H10. 3. 27
「答申」 H10. 9. 21

- ・保健体育審議会
生涯に渡る心身の健康増進のための今後の健康に関する
教育・スポーツ振興の在り方 H 9. 9. 22

- ・教育課程審議会 「中間まとめ」公表
「教育課程の基準の改善の方向について」 H 9. 11. 17
- ・教育課程審議会 「審議のまとめ」公表 H10. 7. 29
- ・教育課程審議会 「答申」（幼小中高盲聾養） H10. 7. 29
- ・幼稚園「教育要領」「小、中学校学習指導要領」告示 H10. 12. 14

- ・大学審議会「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」答申 H 9. 1. 29
「21世紀の大学像と今後の改善方策について」答申
競争的環境の中で個性が輝く大学 H10. 10. 26

- ・青少年問題協議会

- 「問題行動への対策を中心とした青少年の育成方策について」 H10. 6. 23
- ・生涯学習審議会 社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方 H10. 9. 17
- ・「学校の『抱え込み』から開かれた連携へ」 _____
問題行動への新たな対応
児童・生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議報告 H10. 3. 24
- ・「幼児期からの心の教育の在り方」
中央教育審議会 中間報告 H10. 3.
「答申」 H10. 6. 30
- ・「新しい時代を拓く心を育てるために」 _____
次世代を育てる心を失う危機
中央教育審議会 中間報告 H10. 3. 31
- ・情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等 H10. 8.
- ・規制緩和推進計画（平成10年～12年）決定 H10. 3. 31
- ・地方分権推進計画 決定 H10. 5. 29
- ・学校教育法施行規則の改正

※ 今回の改訂においては、大綱的基準としての学習指導要領を示すに留まり、学校裁量の拡大が大幅に図られる事が予測される。このことは、学習指導要領や教科書、指導書に頼り、教材研究の不足から指導の重点も明確にせず、子供の要求や興味・関心、実態をつかむ努力や指導法の創意・工夫、改善にも取り組まず、単に経験的に、まんべんなく教科書を教えてきた教師には厳しい時代となることは明らかである。

学校の主体性、真価が問われるのは明らかであり、審議会の動向から学校現場の取り組みに国民の関心が移るのも間近に迫ってきていることを、教育の現場にいる教師自身が真剣に受けとめねばならないし、校長のリーダーシップの発揮が問われることともなる。

以上 参考資料

////////////////////////////////////

5. 企業の社会貢献活動と学校支援

企業の社会貢献活動が活発に実施されているアメリカでは、民間のボランティア組織がコーディネートし、企業と学校を繋ぎ、子供たちに豊かな体験型学習の提供が行われている。日本においても外資系企業が、学校の教育活動への貢献活動に取り組む機会が増えてはきたが、相も変わらず学校の敷居が高いのが実態である。「GEジャパン」や「ゴールドマンサックス」による学校教育への支援も、「東京ボランティア・市民活動センター」のコーディネートにより実現したものであり、「わくわく科学実験教室」も「さわやか福祉財団」のコーディネートにより、幾つかの青少対等で毎年実施され、実施団体も増えてきた。現在では、「小平わくわくサイエンスグループ」を組織し、「アジレント・テクノロジー株式会社」から科学実験教材の提供を受け、教室が運営されている。日本の企業も、単独で直接学校への支援活動を行ったり、(社)経済同友会として、企業のトップがキャリア教育の一環として学校を訪問したり、民間企業と学校を結びつける会社や法人も生まれてきたが、学校側の受け入れが進んでいないのが実態であり、受け入れても丸投げであったりと蟹螯をかう事例をよく聞く。先日も「東京ガス」の「エネルギー・環境出張授業」の担当者がみえ、昨年度の小平での実績と今年度の協力依頼があった。小平では昨年、小学校14校、中学校1校の実績であったが、「環境問題」や「資源・エネルギー問題」についての学習プログラム・学習教材の提供を受け、地球温暖化防止のための学習の機会を提供していただければ、むしろ学校側がお願いして実現すべき学習である。以前校長会での案内をいただいたが、余り広がっていないようである。環境教育が学校教育の重要なテーマとなっている時代の背景を読み取り、自分の学校の環境教育のプログラムとして取り込むぐらいの意気込みが欲しい。

「教育計画は既に決められている。」とか「授業時数の確保から新たに授業を組むのは難しい。」というのが、学校が新規の活動や外部の参入を断る一般的理由であるが、それなら、それ以上の学習プログラムを準備し、子供たちにより豊かな授業を提供できているかというところでもない実態がある。来月の合同会議に担当者がみえ、改めて協力依頼があるので、より豊かな学習の機会を子供たちに提供するためにも、また、教師の学びの機会とするためにもよろしく願いしたい。そして、学習の提供を受けたら、子供の感想文に学校として一言感謝の言葉を添え、礼状を出して欲しい。

6. 世界障害者絵画展の開催について

今年も、三菱電機ビルテクノサービス株式会社主催による「世界障害者絵画展」が、5月16日(金)から18日(日)の3日間、同社(天神町1-384-1; Tel042-341-4511)教育センター内体育館で開催される。

この絵画展は平成4年に始まり、今年で17回目を迎えるということだが、私も毎年出かけることにしている。会場に身を置き、作品を目の当たりにする時、いつもその作品の緻密さ、表現力の豊かさ、画家の努力に圧倒される。そして、自分の努力を反省させられ、勇気づけられることが多い。学級単位で来ている子供たちを時々見かけるが、30分や1時間掛けて行ったとしても、子供の学びの豊かさは、教室では到底学び得ない価値が秘められている。努力と勇気を学ぶ最高の教材であり、学びの場である。

今年のテーマ、「口で、足で、筆がおどる。色が舞う。心がふくらむ。」の下、世界

17カ国、43名の画家の方が、絵筆を口にくわえ、足の指に挟み描いた力作、50点が展示される。市内在住の「大井出 麻紀」さんの作品2点や市内の3施設の皆さんの作品も展示されるという。また、16日（金）と18日（日）には、昨年引き続き、画家の「古小路 浩典」氏による実演も予定されている。市内で開催される他に得難い企画展であり、是非子供たちに学びの機会を提供してやって欲しい。土、日に親子での鑑賞を勧めるのも一つの方法である。

7. 管理下における事故対応について

4月の授業中の事故対応について(1事例)

■事故報告が遅い 事故発生後3日経ってから、しかも、下記の経緯を経て午後5時20分に第1報が指導課にあった。

■管理下の事故に対する責任意識が薄い

3日前の2校時の体育指導中の事故にも関わらず、学校が保護者に連絡後、保護者が病院に連れて行き病院との対応をしている。学校の付き添いはない。医師の判断、症状の概要を聞き取った形跡もなく、指導課への報告もない。

たまたま、保護者が何らかの理由で病院への児童・生徒の移送を申し出、そうなったとしても、学校側が病院へ出向き、怪我の状態の把握や保護者の心情把握に努める事、状況を見計らい、誠意を持って学校側の説明に耳を傾けていただくことは、管理責任者としての責任と義務である。(誠意と責任が信頼を生む。何度言っただろうか。)

これまでも、行方不明や生命の危機に直面した時やいつ何時起こるかも知れない事態への的確な対応に備え、学校内での待機や病院での待機を指示したこともあったが(そのつもりで準備をしていた管理職、言われて初めて気がついた管理職、既に帰宅していた管理職、また、緊急対応が予測されたにもかかわらず、所在不明であったり、遠方へ出かけていたり、移動途中であった管理職等等)、その対応に???を感じることもある。

■事後対応に問題がある

翌日、当該児童は学校を欠席しているにも関わらず、連絡を取った形跡がない。(事故報告の再提出を求めた結果、家庭への電話連絡をした事実はつかめた。)更にその翌日、保護者から「明日手術をする」との連絡があった後、指導課への事故の第1報はその翌日、手術の日である。当事者責任・経営管理責任に問題がある。

これまでも管理下の事故(管理外であっても交通事故や大きな怪我等は報告する)、特に骨折や捻挫、大きな裂傷、火傷、首から上の事故、熱中症等、生命に関わる事故等に関しては、救急車を手配した事故等も含め先ず第一報、その後の文書報告をお願いしてきた。これまでも、校長判断という曖昧な対応をし、事が大きくなりそうになってから急遽教育委員会に報告を入れたり、地域の方からの情報提供により学校に確認し、

初めて事故が判明するということがあった。また、報告はあっても当事者としての解決努力が見られず、保護者や第三者、学校との間にトラブルが発生しそうになってから詳しい状況を初めて報告するという事例も見られた。

事故報告書は開示請求の対象公文書であることはこれまでも話してきたし、事故報告書は裁判等に耐えられる内容であることもお願いしてきた。校長名が記載され、職印の押された事故報告書に、校長がどこまで関わり、掌握し、処理対応をし、責任を持っているのか疑いたくなる報告書もある。改めて注意を促したい。

参考資料

心と体の健康づくり

学校教育法（抄）

第二章 義務教育

第二十一条

四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

小学校学習指導要領（案）

【理科】

第6学年 2 内容 B 生命・地球

(1) 人の体のつくりと働き 人と他の動物との比較から学習する

ア 体内に酸素が取り入れられ、対外に二酸化炭素などが出されていること。

イ 食べ物は、口、胃、腸などを通る間に消化、吸収され、吸収されなかった物は排出される。

ウ 血液は、心臓の働きで体内を巡り、養分、酸素及び二酸化炭素を運んでいること。

エ 体内には、生活活動を維持するための様々な臓器があること。

【家庭】

第1 目 標 （省略 ……実践的な態度を育てる。）

第2 各学年の目標及び内容

第5学年及び第6学年

1 目 標 （省略）

2 内 容

A 家庭生活と家族

(1) 省略

B 日常の食事と調理の基礎

(1) 省略

(2) 栄養を考えた食事について、次の事項を指導する。

ア 栄養を考えた食事について、次の事項を指導する。

イ 食品の栄養的な特徴を知り、食品を組み合わせてとる必要があることが分かる。

ウ 省略

(3) 省略

C 快適な衣服と住まい 省略

D 身近な消費生活と環境

【体育】

第3学年及び第4学年

1 目標 (3) 健康な生活及び体の発育・発達について理解できるようにし、身近な生活において健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。

G 保健 (1) 健康の大切さを認識するとともに、健康によい生活について理解できるようにする。

ア 心や体の調子が良いなどの健康の状態は、主体や周囲の環境がかかわっていること。

イ 毎日を健康に過ごすには、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けること、また、体の清潔を保つことなどが必要であること。

ウ 省略（生活環境）

(2) 体の発育・発達について理解できるようにする。

ア 省略（個人差）

イ 省略（思春期）

ウ 体をよりよく発育・発達させるには、調和のとれた食事、適切な運動、休養及び睡眠が必要であること。

第5学年及び第6学年

1 目標 (3) 心の健康、怪我の防止及び病気の予防について理解できるようにし、健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。

G 保健 (1) 心の発達及び不安、悩みへの対処について理解できるようにする。

- ア 心は、いろいろな生活経験を通して、年齢に伴って発達すること。
- イ 心と体は相互に影響し合うこと。
- ウ 不安や悩みへの対処には、大人や友だちに相談する、仲間と遊ぶ、運動をするなどいろいろな方法があること。

(2) 省略 (怪我の手当と防止)

(3) 病気の予防について理解できるようにする。

- ア 病気は、病原体、体の抵抗力、生活行動、環境が関わりあって起こること。
- イ 病原体が主な要因となって起こる病気の予防には、病原体が体に入るのを防ぐことや病原体に対する体の抵抗力を高めることが必要であること。
- ウ 生活習慣病など生活行動が主な原因となって起こる病気の予防には、栄養の偏りのない食事を摂ること、口腔の衛生を保つことなど、望ましい生活習慣を身につける必要があること。
- エ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。
- オ 地域では、保健にかかわる様々な活動が行われていること。

【道徳】

第1 目 標 (省略)

第2 内 容 (省略)

第1 学年及び第2 学年

1 主として自分自身に関すること。

- (1) 健康や安全に気をつけ、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで規則正しい生活をする。

以下省略

2 主として他の人とのかかわりに関すること。

省略

3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。

- (1) 生きることを喜び、生命を大切にすることをもち。
- (2) 優しい心
- (3) すがすがしい心

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること

省略

第3 学年及び第4 学年

1 主として自分自身に関すること。

- (1) 自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。

以下省略

- 2 主として他の人とのかかわりに関する子 t
省略
- 3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。
(1) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。
(2) 省略 (畏敬の念)
(3) 省略 (感動する心)
- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること
省略

第5学年及び第6学年

- 1 主として自分自身に関すること。
(1) 生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。
以下省略
- 2 主として他の人とのかかわりに関する子 t
省略
- 3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。
(1) (自他の生命尊重)
(2) (環境保護)
(3) (感動する心、畏敬の念)
- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること
省略

【総合的な学習の時間】

第1 目標 (省略)

第2 各学校において定める目標及び内容 (省略)

- 1 目標 (省略)
- 2 内容 (省略)

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
(1)～(4) 省略
(5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、児童の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域の人々との暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行うこと。
(6)～(9) 省略
- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
(1)～(8) 省略

【特別活動】

- 第1 目 標 (省略)
- 第2 各活動・学校行事の目標及び内容
 - 1 目 標 (省略)
 - 2 内 容 (省略)

[共通事項]

- (1) 学級や学校の生活づくり (省略)
- (2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全
 - ア～オ 省略
 - カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成
 - キ 学校給食と望ましい食習慣の形成

[学校行事]

- 1 目 標 (省略)
- 2 内 容 (省略)
 - (1) 儀式的行事 (省略)
 - (2) 文化的行事 (省略)
 - (3) 健康安全・体育的行事
 - 心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような行動を行うこと。
 - (4) 遠足・集団宿泊的行事 (省略)

中学校学習指導要領 (案)

【保健体育】

- 第1 目 標
- 第2 各分野の目標及び内容

[体育分野] 省略

[保健分野]

- 1 目 標
 - 個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。
- 2 内 容
 - (1) 心身の機能の発達と心の健康について理解できるようにする。
 - ア～ウ 省略
 - エ 精神と身体は、相互に影響を与え、かかわっていること。

欲求やストレスは、心身に影響を与えることがあること。また、心の健康を保つには、欲求やストレスに適切に対処する必要があること。

(2) 健康と環境について理解できるようにすること。

ア 省略

イ 飲料水や空気は、健康と密接なかわりがあること。また、飲料水や空気を衛生的に保つには、基準に適合するよう管理する必要があること。

以下省略

(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにすること。

ア～イ 省略

ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

エ 感染症は、病原体が主な要因となって発生すること、また、感染症の多くは、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、主体の抵抗力を高めることによって予防できること。

オ 健康の保持増進や疾病の予防には、保健・医療機関を有効に利用することがあること。また、医薬品は正しく使用すること。

3 内容の取扱い

(8) 内容の(4)のウについては、心身への急性影響及び依存性について取り扱うこと。また、薬物には、覚せい剤や大麻等を取り扱うものとする。

【家庭】

1 目標

2 内容

A 家族・家庭と子供の成長

(1) (自分の成長と家族とのかかわり)

(2) 家庭と家族関係について、次の事項を指導する。

ア 家庭や家族の基本的な機能と、家庭生活と地域とのかかわりについて理解すること。

イ 省略

(3) 幼児の生活と家族について、次の事項を指導する。

ア 幼児の発達と生活の特徴を知り、子供が育つ環境としての家族の役割について理解すること。

イ～エ 省略

B 食生活と自立

(1) 中学生の食生活と栄養について、次の事項を指導する。

ア 自分の食生活に関心を持ち、生活の中で食事が果たす役割を理解し、健康によい食習慣について考えること。

イ 栄養素の種類と働きを知り、中学生に必要な栄養素の特徴について考えること。

(2) (3) 省略

C 衣生活・住生活と自立

(1)～(3) 省略

D 身近な消費生活と環境

(1) (2) 省略

2 内容の取扱い

(1) 内容の「A家族・家庭と子供の成長」については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 省略

イ (2) のアについては、高齢者などの地域の人々とのかかわりについても触れるよう留意すること。

ウ (3) のアについては、幼児期における周囲との基本的な信頼関係や生活習慣の形成の重要性についても扱うこと。

(2) 内容の「B食生活と自立」については、次のとおり取り扱うものとする。

ア、イ 省略

ウ、一部省略 ……。また、地域の伝統的な行事食や、郷土料理を扱うこともできる。

【総合的な学習の時間】

第1 目 標

第2 各学校において定める目標及び内容

1 目 標

2 内 容

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(4) 省略

(5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動、職業や自己の将来に関する学習活動などを行うこと。

(6)～(9) 省略

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(7) 省略